

岩手県告示第90号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成31年2月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
社会福祉法人二戸市社会福祉協議会	二戸市仁左平字横手2番地3	浄法寺訪問介護事業所	二戸市浄法寺町下前田33番地1	二戸市浄法寺町小池3番地	平成30年4月1日

2 地域密着型通所介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
株式会社かわうち	遠野市上組町8番35号	遠野デイサービスかわうち	遠野市中央通り9番22号	遠野市中央通り11番1号	平成28年3月24日